

羽咋市短期移住体験住宅要綱

(目的)

第1条 この要綱は、羽咋市に移住を検討している者または市と連携し地方創生などの課題解決に取り組む者を対象として、本市内での生活を短期間体験できる「短期移住体験住宅」（以下「体験住宅」）を無料で貸し出すことにより、本市への移住・定住を促進し、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 本市の移住総合相談窓口を通じて本市への移住を検討している者。ただし、転勤又は婚姻による転入者、出張等であらかじめ定められた期間定住する者を除く。
- (2) 地域おこし協力隊インターン 羽咋市おためし・インターン地域おこし協力隊実施要綱（令和8年告示第56号）に基づき、短期間の地域協力活動の体験を行う意思を有する者または都市地域等から本市に滞在し、心身が健康で、地域に馴染む意思があり、地域協力活動に熱意を持っている者。
- (3) インターン参加者 市内企業でインターンシップを行う者または市と連携し地域の活性化に向けた取組に従事する者。
- (4) 体験住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等の家財道具（石鹸及びティッシュペーパー等の日常消耗品を除く。）を備え、手軽に本市での生活を体験できるよう本市が貸し付ける住宅。

(名称及び位置等)

第3条 羽咋市短期移住体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	住 所	構 造
柳橋体験住宅	石川県羽咋市柳橋町五俵刈8-1	木造平屋

(体験住宅の利用条件)

第4条 体験住宅を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住民登録を行っていない者。

(2) 次のア及びイ、ウのいずれかに該当する者

ア 移住希望者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第725条に規定する親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）

イ 地域おこし協力隊インターン

ウ インターン参加者

エ その他市長が利用承諾をすることが適当と認める者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。

(4) 体験住宅及びその敷地内の維持管理を適切に実施できる者。

(申請)

第5条 体験住宅の利用を希望する者は、あらかじめ電話等による仮申請を行い、利用始期の14日前までに「羽咋市短期移住体験住宅」利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に身分証明書（官公署が発行した免許証やパスポートなどの顔写真付きのもの）の写しと住民票を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、体験住宅を利用する者は、全員が法第725条に規定する親族でなければならない。

(許可)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し「羽咋市短期移住体験住宅」利用許可決定通知書（様式第2号。以下「許可書」という。）または、「羽咋市短期移住体験住宅」利用不許可通知書（様式第3号）を交付するものとする。許可書を交付する場合において、市長は、体験住宅の管理運営上必要と認める場合は、その利用について条件を付することができる。

2 市長は、前項の許可をする場合において、2回以上の申請があったときは、前回の利用終了後30日以上を経過していなければ許可することができない。

(利用期間)

第7条 体験住宅の利用期間は、1日単位を基本として、5日以内とする。ただし、第2条第2号に掲げる者への利用期間は、1カ月以内とする。

2 利用期間の始期及び終期は、12月29日から1月3日を除いた日とする。

(利用料金)

第8条 利用料金は、無料とする。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出時や就寝時に施錠するなど、管理について徹底すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱い及び水道凍結に十分注意し、備え付けの備品等を適切に取扱うこと。
- (3) 住宅周りの清掃を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 利用者は、住宅の借用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を市長に返却すること。返却時間は8時30分から17時15分までとする。
- (6) 上記のほか、施設の借用に関し市長が必要と認めるもの

(禁止又は制限される行為)

第10条 利用者は、市長の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

2 利用者は、本物件の利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (2) 大音量でのテレビ、ステレオ等の使用、ピアノ等の楽器の演奏を行うこと。
- (3) 体験住宅内において動物を飼育すること。
- (4) 物品の製造、販売、その他これに類する行為。
- (5) 興行及び展示会、その他これに類する催し。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為。
- (8) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又はその利用の権利を譲渡すること。

(9) 鍵の改変又は追加により、施設の管理業務に支障を及ぼすこと。

(10) その他体験住宅の目的に反する行為。

(賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失により体験住宅若しくは設備等を破損、汚損、滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(明渡し)

第12条 利用者は、利用期間が終了する日までに、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は通常の利用に伴い生じた損耗を除き、原状回復しなければならない。

(事故免責)

第13条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内での事故及び滞在期間中に施設外で発生した事故に対して、市はその責任を負わない。

(立入り)

第14条 市長は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく市長の立入りを拒否することはできない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和8年4月1日告示第59号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。